

平成23年度上半期の取組全体の自己評価（案）

**1 支出計画の進捗把握・管理**

支出計画の進捗状況及び予算監視・効率化推進グループによる現状分析の結果は、配付資料「平成23年度支出計画の進捗状況（上半期）」のとおりである。

**2 予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施**

平成23年度上半期の事前審査及び事後報告は、補助金等の交付決定が5件、1億円以上の調達又は3億円以上のシステム関係の調達が37件、10億円以上の新規施設整備が2件の、合計44件について、予算執行の必要性、有効性及び効率性等の観点を踏まえて実施された。

**3 行政事業レビューの実施**

法務省行政事業レビューは、全事業を71事業に整理し、7月27日に開催されたチームの臨時会合において、アドバイザーからの意見・提言を受けるなどの外部の視点を取り入れてチーム所見を決定するとともに、その結果を平成24年度概算要求に反映し、9月30日の概算要求書提出と同時に、その反映結果を法務省ホームページに公表した。

チーム所見では、71事業中61事業が「一部改善」となり、概算要求への反映額は、全体で46億2,100万円の削減となった。

**4 国民の声の受付・対応，改善への取組**

平成23年度上半期の予算執行に関する国民の声の受付状況は、次表のとおりである。また、平成23年4月から同年9月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添1のとおりである。

【国民の声の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
4	8	1
5	9	1
6	9	1
7	19	1
8	25	2
9	16	3
合計	86	9

※ 受け付けた意見は、8月にはがきで送られた1件を除き、すべてメールで送られている。

5 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

(1) 職員からの意見・提案の募集等

平成23年度上半期の職員からの意見・提案の受付状況は、次表のとおりである。また、平成23年4月から同年9月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添2のとおりである。

【職員からの意見・提案の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
4	5(3)	5
5	11(4)	11
6	1(1)	1
7	6(5)	6
8	1(0)	1
9	2(2)	2
合計	26(15)	26

※ 受付件数の( )内の数字は、メールで送付された件数で内数である。

(2) 研修等の実施

次のとおり研修等を実施し、職員に対し、予算執行の効率化等に関する意識を醸成した。

① 会計事務主管課長等会議

平成23年5月から6月にかけて、本省において合計6回、各組織の

会計事務主管課長等会議を開催した。同会議においては、予算執行の効率化に向けた取組について協議を行って現状認識と問題意識を共有するとともに、各課長等から紹介・提案された有益な具体的方策を通知文書により全組織に周知徹底した。

## ② 会計職員実務講習会

平成23年10月24日から同月28日までの5日間、大臣官房会計課において会計職員実務講習会を実施した。同講習会においては、地方官署の会計事務担当者54名に対し、予算執行の効率化に関する講義や演習を実施した。

## 6 予算執行の情報開示の充実

第1・四半期及び第2・四半期の情報開示の取組状況は、別添3のとおりである。

なお、数値データについては、閲覧者が編集可能なように、Excel形式で公表した。

### 【自己評価】

#### ○支出計画の進捗把握・管理

支出計画と執行額にかい離が生じているものも見受けられるが、その原因の主なものは東日本大震災の影響による計画の見直しによるものであることから、やむを得ないものであると認められ、そのほかの原因としては、入札開差、節減効果が影響しているものであり、不適切な執行があるとは認められない。

平成23年度下半期は、年度末に向けて駆け込み執行などの不適切な予算執行がないよう、引き続き監視に努める。

#### ○予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施

これまで事前審査等を実施していた補助金等の交付決定及び重要な調達に加え、平成23年度から新たに10億円以上の新規の施設整備についても事前審査を行うこととした。上半期においては、いずれについても必要性、有効性及び効率性を踏まえた事前審査及び事後報告を実施しており、適切に取組が実施されているものと評価し得る。

平成23年度下半期についても、引き続き適切に実施するよう努める。

#### ○行政事業レビューの実施

法務省の全事業について、予算の支出先や用途の実態を把握し、改善の余地がないか等の観点で点検・見直しを実施し、その結果、平成24年度概算要求に相当額の削減額を反映しており、適切に取組が実施されたものと評価し得る。

#### ○国民の声の受付・対応、改善への取組

国民の声への対応状況については、予算執行に関する全ての意見・提案に対する対応方針を取りまとめており、丁寧な取組が実施されている。

平成23年度下半期についても、国民の声を真摯に受け止め、予算の効率的な執行に生かして行く。

#### ○予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

全職員に対し、意見・提案等の募集を平成23年4月12日に行った結果、平成23年度上半期は26件の意見等が寄せられた。

職員からの意見等への対応状況については、予算の効率化に関する全ての意見等に対する対応方針を取りまとめており、丁寧な取組が実施されている。

また、職員の意識の向上を図る取組については、会計事務主管課長等会議、会計職員実務講習会において予算執行の効率化に関する協議又は講義等を実施するなど、着実に取組を推進していることが認められる。

平成23年度下半期についても、職員から提出された意見等に適切に対応するとともに、職員の意識の向上を図る取組についても、引き続き着実に推進する。

#### ○予算執行の情報開示の充実

予算執行の情報開示の充実に関する取組については、公表すべきものは期限内に全て公表を了しており、適切に取組が実施されているものと評価し得る。また、公表の数値データについては、PDF形式ではなくExcelにより編集可能な形式で公表し、閲覧者が利用しやすくするなどの工夫が行われている。

平成23年度下半期についても、公表期限を遵守するなど、引き続き着実に取り組む。

## 国民の声に対する対応状況

## 対応可能なもの

(7件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(7件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局出張所の駐車場に、車が1台も停まっていないのに、駐車場の電気が夜中も煌々と点いている。節電の意識はあるのか。</p>	<p>庁舎駐車場に設置された外灯の節電に関する御意見です。 御指摘の駐車場の外灯は、屋外に設置されたセンサーにおいて明るさを感知し、自動的に夜間点灯する仕組みであるところ、防犯上の観点から、近隣住民の要請も踏まえて外灯の夜間点灯を行っているところで、御指摘の趣旨を踏まえ、今後は消費電力のより少ない電球に交換するなど、効果的な節電対策を講じてまいります。</p>
<p>毎年28度設定という事で暑いと思いながら法務局に仕事で出入りしている。 どこの局も窓に網戸がないので蚊が入ってくるなどして刺されて大変である。網戸を設置してもらえば大いに節電に協力するが、そうでなくても端末・プリンターの放熱で暑く、そんな環境で仕事していない閣僚・省庁で働いている人には分からない事であろう。中で働いている人は気の毒であり、下手すれば外の方が涼しい時もある。節電はいいが、熱中症の危険も考えていただければと思う。</p>	<p>節電と職場環境に関する御意見です。 本年5月13日付けで電力需給緊急対策本部で決定された「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」に基づき、当省において本年6月17日付けで「法務省節電実行計画」が策定されたことを受け、東京・東北電力管内の該当局に対しては、節電対策に係る取組を推進するとともに、職場における熱中症の予防及び対策についても適切な措置を講じるよう通知しています。 御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも、職場環境に配慮するとともに、より効果的な節電対策に努めてまいります。</p>
<p>法務局出張所において、午前中、公用で公図の写し及び全部事項証明書を40数か所お願いし、3時過ぎに行くとマンションの一室の売買証明書がまだだと言われた。敷地2万平米ぐらいある大規模マンションの内の一棟の一室だったが、土地が複数筆あるので「外」と入れてしまっていた為、敷地権は除くと書いていないので全て22筆取ったとのことだった。このうち8筆は200ページを超えており、全ての証明書を計ると15センチあった。何故こんな無駄なことをするのかと聞くと、外と書いてあったし申請書には敷地権を除くとは書いていなかったのだから全体的に責任者らしき人が出てきて言われた。通常は、申請者に必要か否か確認するのだが、いなかったの確認できなかったと言われた。 どうにも納得できなかったが、段ボール箱に入れて持ち帰った。おそらく法務省でノルマがあり、委託企業が成績を上げるためにこのようなことをしたとしか思えない。</p>	<p>登記事項証明書の発行手続に関する御意見です。 御指摘を受け、受託事業者を監督する立場にある地方法務局を通じて、受託事業者に対し、請求内容を十分に確認した上で証明書を発行するよう伝えました。 なお、本委託業務においては、受託事業者に対して、証明書の発行通数に関するノルマ等は設定していません。</p>
<p>私はよく法務局に行くが、そこで各市の職員が登記簿や公図などを取得している姿を見かける。 電子化されている法務局においては、インターネットにより閲覧、取得することができると思うが、何故わざわざ法務局に向いて取得しているのか。これは、各市の職員の人件費及び、法務局の職員の人件費の無駄ではないかと思う。</p>	<p>市役所等職員の登記事項証明書の取得に関する御意見です。 各市の職員が法務局に向いて登記事項証明書及び公図等の取得・閲覧を行っている理由については、各市における実情があるものと思われ、その具体的な業務内容については承知していませんが、御指摘の趣旨を踏まえ、インターネットによる閲覧等サービスの普及に努めるとともに、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>子供が鑑別所に入っているが、子供との面会時間が短いと思う。面会室にいる人は少ない人数でがんばっているの、あまり苦情を言いたくない。</p> <p>しかし、受付にいる職員は、仕事らしい仕事もしてなくて、いつも話をしている。この人たちは面会に使えるのか。</p> <p>それに節電で我々の待合室はエアコンも入っていないが、受付は寒いくらいである。犯罪者の家族は暑くても仕方ないのか。</p>	<p>少年鑑別所の面会時間及び面会待合室の室温に関する御意見です。</p> <p>面会時間については、原則として1回当たり30分程度であり、できる限り面会時間を確保するよう努めているところですが、面会が込み合っている場合には、面会に来られた方に協力をお願いしているところです。なお、面会受付を担当する職員に対しては、職務規律の遵守について、引き続き適切な指導を行ってまいります。</p> <p>また、事務室及び面会待合室の室温は、政府全体の取組である電力需給対策のため、夏期は28度の温度設定としていました。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も面会の充実に努めてまいります。</p>
<p>法務省プロジェクトで従事しているシステムエンジニア(SE)は、かなり高額な単価で契約されているが、ベンダー側はSEの2次契約まではOKとしている。しかしながら実態は、3次契約者が安い単価で契約されており、明らかな契約違反を行っており、3次契約のSEがかなりの数を占めている。SE単価を見直すと共に、契約違反への罰則の適用や解雇を進めるべきではないだろうか。</p>	<p>法務省プロジェクトで従事しているSEに関する御意見です。</p> <p>法務省プロジェクトにおける役務契約は、契約の相手方と適正に締結しており、御指摘のように高額なSE単価で契約されている事実はありません。</p> <p>また、契約の相手方が再委託(再々委託(三次契約)を含む。)をする場合は、契約条項に基づいて、相手方から、再委託する理由等を記載した書面をあらかじめ提出していただき、当省の承諾を得た上で再委託を行うこととなっております。</p> <p>なお、契約違反の事実が判明した場合には、契約条項に基づき、適切に対処いたします。</p>
<p>組合優遇人事は是正されなかったが、4月の異動でも無視するようだったら下記の事項を会計検査院、オンブスマン、マスコミに告発する。</p> <p>○特別会計の不正流用で、レジャー施設・スポーツ等への補助、血圧計やマッサージ機等の購入、○特別会計廃止に伴い全庁のまだ使えるマッサージ機を回収して破棄、○法務局では、以前組合は勤務時間中に組合活動、○組合幹部は、長期にわたり本局内異動を繰り返す、○数年前に、たった1人非組合員だった職員は組合幹部と職員課の結託で調整手当ての付く所へは、異動をさせてもらえなかった、○現在も残業時間中に、出先では組合の役員をきめたり、メーデーなどの割り当てをあみだくじで決めている、○職員が印紙売り捌きをしていた時は、郵便局からの販売手数料で、職員旅行や飲み会などに好き勝手に使っていた</p> <p>以上のような不正を告発すれば、マスコミ等で大問題になり、蓮舫公務員改革大臣の公務員改革の目玉は法務局の解体になる。無視をせず、組合幹部や夫婦による本局勤務を改善して、職員の市内勤務は長くても3年程度で一度は市外異動をするべきである。調整切れた職員や長時間通勤、県外単身赴任職員がかわいそうである。</p>	<p>組合優遇人事等に関する御意見です。</p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、調査を行った結果、人事異動については、計画的かつ適正に行っており、御指摘のような人事異動は行っていませんでした。</p> <p>また、その他の御指摘につきましても、事実確認を行った結果、確認することはできませんでしたが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(2件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局から遠方の申請者が建物の登記の有無を確認する場合は、窓口へ出向いて申請書を提出し有無の確認と建図の交付をしてもらっているが、登記が無かった場合は申請者の全くの無駄足となり、時間や交通費等の無駄にもなる。</p> <p>且つ法務局窓口でも事務の煩雑、待ち時間の増加で申請者の苦情の元にもなっている。そこで建物の有無確認を電話で出来る様に制度化すれば上記の問題も解決し法務局の受付事務の簡素化、迅速化そして経費の削減にも繋がり待ち時間の短縮化による申請者の満足度も向上すると思われる。一部の法務局では電話による登記の有無を確認できると聞いているが法務局により取扱がまちまちである。是非建物の登記の有無の電話による照会を制度化するよう検討をお願いしたい。</p>	<p>法務局における電話照会受付の制度化に関する御意見です。</p> <p>現在の不動産登記制度は、登記されている不動産の情報を提供するものであり(不動産登記法第119条参照)、登記されていない不動産の情報については、情報を提供することができません。このため、建物の登記がない場合については、登記事項証明書の請求に対する応答という形でその旨の情報を提供しているものであり、単なる建物の登記の有無について回答するという事は、不動産登記制度の趣旨に沿ったものではないことに御理解願います。</p> <p>なお、ある土地上の建物の登記を確認する方法について、インターネットで登記情報を確認することができる登記情報提供サービスにおいては、平成24年2月20日から、請求のため、「土地からの建物検索指定」が可能となる予定です。</p>
<p>死刑が確定したものをいつまでも拘置所で生かしておくな、税金の無駄使いだ。刑を執行できない大臣は即刻辞めさせろ。囚人に対して金をかけるな、また刑務所に戻ってくるのは目に見えている。次に刑務所に戻ってくるときは前の事件より重い罪か同じ犯罪の繰り返しだろ。2回目以降は累犯なら死刑でいい。</p> <p>少年法でも少年は死刑にならないと思っている輩がいるんだから、厳罰化に改正して犯罪者は即処分されると世間に見せしめにすれば、馬鹿なことやるのが少しは少なくなるだろう。死刑囚に使う金、刑務所の囚人に使う金、裁判で無駄に長い審議する金、裁判員に使う金、みんな税金がかかっている。「人権」と言いたいなら、人の命を奪った人間に生きる権利はない。犯罪を起こした人間に一定の期間人権をはく奪して罪の重さを味あわせることも必要である。</p> <p>弁護士は、犯罪者にとっては罪を軽くしてくれる道具にしかならない。また、弁護士側は犯罪者は金づるであり、自分の名前を売り出す看板でしかない。金をかけるなら、一般国民が安全に住みやすく過ごしやすい国作りに使ってほしい。犯罪者に金銭は必要ない。</p>	<p>死刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですから、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることに御理解願います。</p>

## 職員の意見・提案に対する対応状況

## 対応可能なもの

(17件)

【意見・提案のとおり対応するもの】(3件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>少年院・少年鑑別所に勤務する法務教官等の身分証明書の有効期間を5年間にすべきである。</p> <p>刑務官の職員証の有効期間は5年間となっているのに対し、法務教官等の身分証明書の有効期間は、発行の日より1年間となっているため、毎年、身分証明書を作成するために必要な用紙代、写真代等が多く消費されている。</p>	<p>法務教官等の身分証明書に係る規程等の改正については、現在検討中であり、平成24年3月までに実施できる予定である。</p>
<p>登記業務等のコンピューター化以外の部門のパソコンに係るプリンターの設置台数が多いと思われる。プリンターを複数のパソコンで使用することにより、プリンター設置費用及び維持費の大幅縮減を図るべきである。</p>	<p>OA機器の最適な配備計画については、現在、用途・使用頻度等を勘案した上で、コスト削減及び環境配慮の観点から策定を検討しており、平成24年3月までに、意見・提案の内容を実現できる予定である。</p>
<p>法務局支局に供用中の法務局通信ネットワーク(LAN)パソコン専用プリンタについては、両面印刷機能がないため、両面印刷ユニットを付加するか、又は両面印刷機能のあるプリンタに更新するか、若しくは既存の同機能のある複合機に接続し、両面印刷を活用してPPC用紙の使用量を削減するべきである。</p>	<p>法務局通信ネットワークについては、現在、既存の複合機等への接続作業を進めているところであり、これにより、意見・提案の内容を実現できる予定である(接続作業は、平成25年3月までに完了を予定している。)</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(14件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>電気料金の値上げが予想される中、長期的視野に立って資源の有効活用として太陽光パネルを設置して太陽発電庁を大幅に増やすべきである。</p>	<p>太陽光発電パネルの設置については、施設の新営又は設備の更新時には、その施設の特性や構造等を検討して一部の施設においては既に整備を行ってきたところであり、今後も、太陽光発電のみならず自然エネルギーの有効活用について検討し、その必要性、妥当性を考慮した上で適切に対応する。</p>
<p>ソーラーパネルの積極的導入を行うべきである。</p> <p>LEDの導入を行うべきである。</p> <p>感知式スイッチによる照明設備への改修を行うべきである。</p> <p>単に居残っている残業を廃止するべきである。</p>	<p>太陽光発電装置、LED照明、感知式スイッチ等の導入については、施設の新営又は設備の更新時に、その施設の特性や構造等を検討して一部の施設では既に対応を行っている。今後も、その必要性を考慮した上で適切に対応する。</p> <p>超過勤務命令は、在庁している時間全てに超過勤務命令が発せられているものではなく、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長又はその権限を委任された者が命ずるものであり、適切に運用されているものと思料する。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>「予算を使いきる」から「予算を余らせて返す」に。年度末に無駄な予算執行をする必要があるのか。なるべく余らせて返すべきである。</p>	<p>現在、年度末の使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化に向けた取組を実施しており、会議・会同、研修、会計監査において適宜適切に指導している。なお、配賦された予算に残額が生じた場合は、返納している。</p>
<p>事務用PCのメモリーを増設すべきであり、業務効率の無駄をなくすべきである。 法務局の事務用PCのメモリーは、多くが256MBであり、OSが動く最低限しかない。最新のセキュリティソフトは最低必要メモリーが1GBであるから、256MBのままインターネットに接続しているPCは、ほとんど使用不能の域に達している。 少なくともウイルスチェックをしながらワードが使えるくらいのメモリーを増設すべきである。</p>	<p>法務局事務用PCのメモリーについては、PCの更新等が今後予定されていることから、予算の効率的な執行を踏まえつつ、業務効率の向上のための対策の一つとして適宜検討する。</p>
<p>全国の刑務所・少年院等の支所等が多すぎるので、削減すべきである。 交通手段の未発達の時代の遺物である。支所勤務は、主に地元民の勤務先となっており、收容人員も少ないため、楽な勤務先という理由で温存されている。離島部や遠隔地以外の道路事情の条件が悪くない支所から順に閉鎖してはどうか。</p>	<p>矯正施設の支所等については、これまでも、收容人員の増減、業務量の動向、当該地域における交通事情及び司法機関との関係等を考慮して統廃合が実施されているものであるところ、今後も、国民の安心・安全の確保という行政サービスを果たす目的に照らし、諸事情を考慮して支所等の効率的な配置を図っていく。</p>
<p>少年鑑別所においては、歯磨粉は少年の生活上必要なものであるが、本省で一括購入を行い、管理換される物品は、管理換されるまでどのようなものが来るか分からない。少年鑑別所は、收容期間がおおよそ1か月であり、1人の少年がその間に家庭用の歯磨粉1本を使い切ることは、ほぼ不可能である。 効率的に予算を執行するために、本省で一括購入する歯磨粉のうち、購入するサイズを家庭用ではなく旅行用に変更し、一括購入して各施設に管理換をすれば効率的に予算が執行できるのではないか。</p>	<p>各施設における歯磨粉については、各施設の執行実績等を勘案し、効率的かつ効果的な予算執行に努めており、歯磨粉のサイズについては、施設の使用状況に加え、汎用性や一括購入によるコストメリット等を踏まえて計画的に調達しているところであり、各施設で使用するに当たっては、支給期間等を踏まえ、あらかじめ小分けして支給するなど、効率的執行に努めるよう指導しているところであり、引き続き、施設の実情に応じて、効率的・効果的な予算執行に努めるよう指導する。</p>
<p>数年前から取外し可能タイプになった制帽の帽章は、給貸与を帽子本体と切りはなし、ロングライフ化するべきである。</p>	<p>刑務官の制帽及び帽章については、それぞれ個々の使用状況、一人当たりの貸与数量等を勘案し、制帽、帽章別に必要な整備計画を策定し、効率的かつ効果的な調達に努めているところである。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>合同庁舎の運営につき、分担金として支払いを全ての入居官庁が行う方法は効率が悪い。合同庁舎の支払いは、管理庁のみで行うこととするべきである。</p> <p>一つの支払いを分担せずに、一つの官庁が行うこととし、不公平が生じないよう他の支払いは他の官庁が行うなど、複数の官庁で同じ処理を行わない。</p>	<p>合同庁舎の管理官署となっている府省及び入居する関係府省においては、合同庁舎管理予算の一括計上などの方策による契約・支払事務の省力化について22年度に検討を開始し、1年以内を目処に結論を得るとの方向性で進められているところである。</p>
<p>非常食の購入について、支出予算を被収容者食糧費とする場合には、非常食の購入分を別途予算化するか、被収容者食糧費以外からの支出を可能とするべきである。</p>	<p>被収容者用の非常食については、平成7年度補正予算(第1号)において、阪神・淡路大震災発生に伴う防災対策経費として、3日分の非常食の備蓄に係る経費が認められた。</p> <p>本年度は、補正予算(第3号)において、東日本大震災発生に伴い仙台管内矯正施設の業務継続のために緊急搬送して使用した全国の矯正施設の備蓄非常食の補填分に加え、業務継続に必要となる非常食の見直しを行い、更に4日分の備蓄非常食を要求し、予算措置を講じているところである。</p>
<p>収容棟居室内に備えているテレビについて、こまめにスイッチを切ることで経費削減を図るべきであり、被収容者に節電意識を周知するべきである。</p>	<p>予算の効率的執行等の観点から常に節電に努めるよう各施設に繰り返し指導しているところであり、本年度は、東日本大震災に伴う東京・東北電力管内の電力供給力の減少等を受けて策定された「法務省節電実行計画」に基づいて更なる節電を図っている。</p> <p>なお、各施設においては、本提案内容を含め、日ごろから被収容者へ節電の必要性を周知徹底していると思料するが、引き続き、施設の実情に応じた効率的かつ効果的な節電対策を講じるよう指導する。</p>
<p>事務室内照明の効率化。照明にかかる電気使用量が大きいと、蛍光管の点灯単位本数の少数化及び必要に応じた補助照明の活用を行うべきである。</p> <p>報告文書の情報共有化を行うべきである。</p> <p>開庁時間の短縮を行うべきである。</p> <p>電話台数を減らすべきである。</p>	<p>室内照明については、蛍光管の間引きや部分消灯を行うなどして、業務の遂行に影響を及ぼさないよう必要な照度を確保して効率化を図っている。</p> <p>報告文書を含めた各種文書の情報については、組織内LAN等の各種ネットワークを活用するなどして情報の共有化を図っている。</p> <p>開庁時間の短縮を法務省のみで行うことは困難であるが、休暇取得の促進や超過勤務の縮減に取り組むことで、職員の在庁時間の縮減に努めている。</p> <p>電話台数については、行政サービスの質の確保と費用対効果等を勘案し、適宜台数を削減して業務に必要な台数を設置している。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>当局ではお客様用ではなく職員の喫煙者のためだけに喫煙のための個室やスペースを確保している庁がある。その場所には数十万円もする喫煙設備が設けられているが、一方で喫煙スペースを確保できない庁は、庁舎内で喫煙をしているのが実情である。当局の事務室スペースは決して十分な広さがあるとは言えず、現在、庁舎内で確保されている喫煙スペースについては廃止し、事務室として有効利用してはどうか。</p> <p>また、喫煙者は喫煙のために事務室を離れるわけであるが、喫煙者の中には1日の内、通算で1時間以上も喫煙のために職場を離れている者がおり、こういった者が業務終了後に超過勤務を行い、平気な顔をして税金から支出される超過勤務手当をもらうことは許されるはずがない。</p> <p>勤務時間中の喫煙は禁止し、庁舎内にある職員のためだけの喫煙スペースはすべて撤去すべきであり、これが事務室として有効活用を図り、無駄な超過勤務手当の支給を行わないことに繋がる。</p>	<p>法務省は、健康増進法並びに厚生労働省の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」及び人事院の「職場における喫煙対策に関する指針」に従い、受動喫煙防止対策や快適な職場環境の形成の促進を図るため、事務室及び会議室等においては全面禁煙としている。一方、喫煙対策を円滑に推進するためには、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分理解することが必要であり、喫煙者は非喫煙者の受動喫煙の防止に十分配慮し、非喫煙者は喫煙者が所定の喫煙室等で喫煙することに対して理解することが望まれる。なお、超過勤務命令は、在庁している時間全てに超過勤務命令が発せられているものではなく、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長又はその権限を委任された者が命ずるものであり、適切に運用されているものと料する。</p>
<p>検察事務官(立会事務官)の事務内容を整理して簡略化等すれば、経費の削減につながるのではないかと。</p> <p>① 身上照会書の発送の統合</p> <p>現在、立会事務官は、各市町村役場宛に身上照会書を発送しているが、同日に同一の宛先に複数の封書が郵送されている。これを文書発送担当者がとりまとめ1通の封書で送るようにすれば通信費及び紙代が大幅に節約できる。</p> <p>② 検察庁間におけるメール添付文書のPDFファイル化の禁止</p> <p>現在、検察庁間で行う照会・回答業務において、一部の地検では、ワープロで作成した照会書・送付依頼書をいったん印刷し、それに作成者が押印したものをスキャナで読み取ってPDFファイル化し、その上でそのPDFファイルをメールに添付して送信しないと受け付けてくれないため、紙、電気代、勤務時間の浪費となっている。検察庁間における照会・回答業務において、送付依頼文書をPDFファイル化してメールに添付するのは禁止した方が良くと思う。</p>	<p>① 身上照会は、捜査を尽くす上で大変重要な照会事務であり、遅滞なく行う必要がある業務である。各市町村宛ての身上照会書の送付数及び重複数は、各庁の業務の繁閑に左右されるものであるため、全庁一律の取扱いをするのではなく、各庁における受理人員数や職員数等の実情に応じて対応を検討していきたい。</p> <p>② 文書の押印、決裁等の取扱いは、各種例規等による運用が図られており、電子メール等を使用して、電磁的記録による文書を送付する場合には、公印の押印を省略することができる旨各庁の例規等において定められている場合もあると承知している。</p> <p>また、電子メール等の添付ファイルのデータ形式については、各種事務手続、送信する内容に応じた取扱いとなるものと考えられ、法務省において一律にデータ形式を定めるものではないと考える。なお、一部の照会・回答業務においてメールにより電磁的記録を送信する取扱いについて、現在、検察総合情報管理システムの機能を追加することによる省力化の取扱いを検討しているところである。</p>
<p>電子複写機の保守契約等、複数年継続することが予定されているものについては、複数年契約を可能とし、コストダウンを図るべきである。</p>	<p>複写機の保守契約については、ライフサイクルコストを勘案し、新規購入時に複数年(5年間)の保守契約を想定した総価方式による入札を実施した上で購入契約を締結している。</p>

現時点では対応困難なもの

(9件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】(9件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>日当の減額が旅費マニュアルで実施されているが、日当自体を廃止するべきである。 請求書を作るのに日当の距離と諸雑費の概念が複雑で、時間がかかりすぎ、職員の業務の効率化に役立っていない。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日当の廃止を当省限りの判断で行うことは困難である。また、旅費標準マニュアルについても当省限りの判断で取扱いを変更することはできないが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p>
<p>宿泊費については、定額ではなく領収書の実費額と夕・朝食代金のみの請求にすべきである。 出張では原則パックの利用を求められているが、パック設定のない地域があり、パックの場合と宿泊費の定額支給では差があり、不均衡感がある。 旅行パックに含まれていない安価なホテルも利用でき、急な出張でパック予約できない等の場合でも、宿泊費が実費額であれば国費の節約となる。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、宿泊費の在り方を当省限りの判断で行うことは困難であるが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p>
<p>日額旅費の支給については、旅費法第26条、法務省所管内国旅費取扱い規程第15条に定められているところであるが、旅費業務に関する標準マニュアル(改訂版)の実施及び府省共通旅費システムの導入が遅いため、支給事務が煩雑になっている。また予算執行の効率化を勘案すれば、各省各庁の判断で公平性が担保されない旅費法第46条に基づく減額支給より、交通費実費が伴わない一般業務日額旅費(矯正関係護送自動車等)が支給される旅行に対しては一律不支給とするべきである。 また、現在2日間で長期間として取扱われている研修日額旅費の支給されている本省への研修のための旅行などは通常旅行として取扱われるべきである。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日額旅費の在り方を当省限りの判断で決定することは困難であるが、費用負担の実態を考慮した上で、冗費節減に努めるとともに、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を考慮しつつ、行政コスト削減に資するよう努める。</p>
<p>人事異動の2年サイクル及び5級以下職員の管外異動を見直すべきである。 現在の異動にかかる旅費及び手当等は省全体で大きな予算額をしめている。異動サイクル等の見直しをはかり、予算の節約を図るべきである。 人事の硬直化は組織の発展に大きく弊害となるが、現在の予算の厳しい状況下では異動サイクルの見直し(3年)、管外異動の縮減等により、かなりの旅費等の予算縮減が可能となると思われる。</p>	<p>人事異動については、適正な組織運営・管理等を行うため、業務上の必要性等の諸般の事情を考慮した上で適時適切に実施しており、経費削減を最優先に考えて人事異動を行うことは困難であるが、今後も、できる限り経費削減にも配慮していきたい。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>現在の各業務システムは、MS社のofficeをベースにしているが、今後は無料のOpen officeをベースに開発し、パソコンのOSをMS社からLinuxに切り替えるべきである。</p> <p>Linuxは無料であり、低性能のパソコンでも動作する。Linuxはウィルス対策が不要である。</p>	<p>現在の各業務システムは、Microsoft社製品で動作するように構築されていることから、Linux対応のパソコンに移行した場合は、現在の情報システムの資産が利用できなくなり、新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となることが想定され、導入には慎重な検討が必要である。</p>
<p>無償OS等を導入し、経費節減すべきである。セキュリティ上の問題が少ないインターネット用専用端末、または、スタンドアロンとして使用しているモバイルPCから導入する。</p> <p>法規集及び判例集の経費及びメンテナンスの省力化について、使用頻度に比して手間がかかっており、必要性及び経費を勘案のうえ、ペーパーレス化すべきである。</p> <p>遠距離通勤を解消すべきである。</p> <p>単身赴任を解消すべきである。</p>	<p>無償OSの導入は、現状においては、情報セキュリティ対策等の観点から導入は困難であり、仮に無償OSの導入が可能となった場合でも、現在の情報システムの資産が利用できなくなり、新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となるなど、導入には慎重な検討が必要である。</p> <p>法規集及び判例集等の部数については、使用頻度等に応じた必要最小限の整備としており、経費の縮減及び差替え作業の省力化は図られているところである。なお、判例集等のペーパーレス化については、公刊物のデータ化は新たな経費が生じるおそれがあり、膨大なデータ容量をもたらすサーバ及び回線等ネットワークへの負荷を考慮すると現状での変更は困難である。</p> <p>職員の住宅事情には、個人の私生活上の事情もあることから、遠距離通勤を一律に解消することは困難である。</p> <p>人事異動については、業務上の必要性等の諸事情を考慮した上で、適時適切に人員配置が実施されており、もっぱら単身赴任を解消することのみを最優先に人事異動を行うことは困難であるが、今後も総合的観点をもって経費削減に取り組む。</p>
<p>不動産登記の事前通知を発出後、申請人の都合により取下等を行った場合、再度同じ事案について事前通知を行う際の郵送費用は申請人の負担とする。</p>	<p>不動産登記法第23条第1項では、申請人が登記識別情報を提供すべき申請において、登記識別情報の提供をすることができない場合、登記官が、事前通知等の手続きによって、申請人となるべき登記名義人の本人確認を行うことを定めており、このような事前通知制度の趣旨に照らすと、以前に取り下げられたことがある場合に限り、事前通知の郵送料を申請人の負担とすることは困難である。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>喜連川社会復帰促進センターのテレビ監視にSPCが複数名いるが、1名で良いのではないか。一方、警備隊にSPC1名を配置しても良いのではないか。また、医務課に国の職員を配置しているのは無駄ではないか。</p> <p>民間職員の配置が良く回っていないので、民間と国職員の配置見直しが必要と思われる。</p>	<p>喜連川社会復帰促進センター等の運営事業は、国がSPC(PFI事業を実施するために設立された特別目的会社)に運営業務の一部を委託しており、SPCは契約書及び要求水準書等に基づき、各種の業務遂行に必要と考えられる人員を配置している。</p> <p>したがって、国は、SPCが配置している人員についてではなく、委託している業務の水準を満たしているか否かを確認することとなり、毎月又は随時に業務が適正に遂行されているかモニタリングを実施している。</p> <p>なお、総合監視卓監視業務に従事する者は、監視カメラによる監視(テレビ監視)のほか、警備機器の点検、事故発生時の映像の録画など、複数の業務を兼ねるために、複数名配置されていると承知しているところであり、また、施設警備隊の隊員は関係訓令において、刑務官を充てることが定められており、SPCの従事職員を当該業務に従事させることはできない。</p> <p>医務課職員の配置については、関係通達において定められているところであり、喜連川社会復帰促進センターの実情を調査したところ、SPCへ委託している業務のほか、被収容者への公権力を伴う指示等、国の職員でなければ行うことができない業務があることから、国の職員を配置しているところであり、適正な職員配置である。</p>
<p>電気、ガス、水道及び電話料金の自動引き落としを可能とする法整備を行うべきである。</p> <p>これらの支払は、家庭であれば自動で口座引落しができ、事務手続が不要であるのに、国の事務となると、分担、目割、支出決議手続等の複雑な事務処理を行い、行政コストに無駄があると思われる。</p>	<p>国の会計事務は、往々にしてその手続に時間がかかることは御指摘のとおりであり、これは、財源が税金等であることから、国の会計経理に透明性及び正確性が求められていることにも由来している。</p> <p>光熱水料等を金融機関の口座から自動引落しにより支払うためには、会計法令の改正が必要であり、会計法令の所管は財務省であることから、当省の判断で法令改正を行うことは困難であるが、御指摘の趣旨を踏まえ、当省で対応可能な内部的な事務処理方法等について検討するなど、今後も業務の効率化に努めたい。</p>

予算執行の情報開示の取組状況

公表事項	公表時期	公表対象期間				備考	参考 (サンプル)	
		公表日 (公表期限)	4月分	5月分	6月分			7月分
(1) 予算支出状況の継続的な開示	所管・組織・項別(庁費・旅費は、目別)の毎月の支出状況	各四半期終了時(第4・四半期は、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に各月分を取りまとめて公表	第1・四半期分 8月5日 (8月14日)				公表期限までに実施	別表1
			4月分 7月1日 (7月1日)	5月分 7月12日 (7月13日)	6月分 8月11日 (8月12日)	7月分 9月9日 (9月11日)		
(2) 予算執行に関する意思決定の情報開示	① 契約に係る情報	契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月契約は93日以内)に公表	第1・四半期分 8月9日 (8月14日)				公表期限までに実施	別表3
	② 補助金等に関する情報開示	各四半期終了時(第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分 8月9日 (8月14日)					
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	委託調査費及びタクシー代	各四半期終了時(第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分 8月9日 (8月14日)				公表期限までに実施	別表4

※ 4月から9月までに実施した公表について掲載

【別表1】

平成23年度法務本省予算支出状況調

【法務省所管】  
(一般会計)

(単位:円)

組織・項目名	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
(組織)法務本省														
(項)法務本省共通費	131,456,112,491	10,801,976,240	3,540,021,877	12,259,040,491										26,601,038,608
(目)職員基本給	4,888,693,000	387,650,487	388,827,279	389,452,306										1,165,930,072
(目)職員諸手当	2,179,041,000	51,960,810	40,761,953	840,457,716										933,180,479
(目)超過勤務手当	715,626,000	0	55,654,948	57,980,551										113,635,499
(目)委員手当	37,839,000	0	1,693,500	1,059,300										2,752,800
(目)非常勤職員手当	22,364,000	0	1,159,117	1,419,503										2,578,620
(目)休職者給付	672,600,000	33,867,684	34,443,602	59,433,615										127,744,901
(目)国際機関等派遣職員給与	136,044,000	6,922,253	6,921,684	12,486,006										25,335,943
(目)公務災害補償費	487,366,000	46,585,578	14,154,779	55,143,274										115,883,631
(目)退職手当	41,195,284,000	115,200,864	208,291,958	179,354,236										502,847,058
(目)子ども手当	89,596,000	0	0	27,495,000										27,495,000
(目)遺族年金	32,456,000	1,829,412	2,287,300	0										4,116,712
(目)給付費	1,525,000	0	0	51,889										51,889
(目)職員旅費	171,632,000	6,715,610	6,154,912	19,826,228										32,696,750
(目)外国留学旅費	47,701,000	0	21,513,600	7,942,468										29,456,068
(目)遊子旅費	11,159,000	10,015,600	-142,459	0										9,873,141
(目)委員等旅費	13,818,000	138,980	70,503	152,240										361,723
(目)参事人等旅費	59,000	0	0	0										0
(目)行政	1,312,120,841	584,393	18,624,970	81,826,272										101,037,635
(目)情報処理業務費	542,859,000	0	4,144,997	21,256,306										25,401,303
(目)通信費	81,901,000	124,424	6,582,978	6,622,291										13,329,693
(目)国会図書館支部庁費	3,377,000	0	8,728	115,922										124,651
(目)住所修繕	1,794,034,650	9,568,066	46,324,190	65,979,768										121,872,044
(目)自動車重量税	0	0	0	0										0
(目)消費税	621,000	0	0	0										0
(目)国家公務員共済組合員負担金	65,224,866,000	8,414,829,909	2,475,147,379	8,727,116,015										19,617,093,303
(目)基礎年金国家公務員共済組合員負担金	11,045,237,000	1,688,663,000	0	1,688,663,000										3,377,326,000
(目)国有資産所在市町村交付金	191,314,000	0	191,313,300	0										191,313,300
(目)国際私法会議等分担金	51,229,000	28,039,428	14,700,000	0										42,739,428
(目)空費	2,040,000	0	0	42,132										42,132
(目)賠償償還及私戻金	503,000,000	1,109,154	1,834,548	12,875,133										15,818,633
(項)基本法制整備費	146,009,360	766,800	5,221,912	8,430,748										14,419,458
(目)基本法制整備費	1,993,000	0	15,300	160,000										175,300
(目)職員旅費	12,944,000	748,200	2,425,180	685,620										3,859,000
(目)委員等旅費	698,000	0	0	0										0
(目)行政	130,374,360	18,600	2,781,432	7,585,126										10,385,158
(項)司法制度改革推進費	15,514,904,000	1,199,287,400	1,192,946,760	1,567,387,610										3,959,621,770
(目)委員手当	41,003,000	0	0	18,200										18,200
(目)滞留金	131,973,000	0	237,400	96,700										334,100
(目)職員旅費	6,268,000	0	207,760	1,951,250										2,158,990
(目)委員等旅費	25,799,000	0	115,600	74,900										190,500
(目)行政	13,337,000	0	0	160,519										160,519
(目)情報処理業務費	5,914,000	0	0	449,385										449,385
(目)司法試験業務費	497,328,000	6,905,400	0	144,145,676										151,051,076
(目)国選弁護人確保業務委託費	14,793,282,000	1,192,382,000	1,420,491,000	1,420,491,000										3,805,259,000
(項)日本司法支援センター運営費	16,553,882,000	0	2,609,822,000	1,725,884,000										4,335,796,000
(目)日本司法支援センター運営費交付金	16,553,882,000	0	2,609,822,000	1,725,884,000										4,335,796,000
(項)檢察企業調査費	44,818,000	237,560	696,233	3,065,150										3,998,943
(目)滞留金	129,000	0	0	0										0
(目)証人等被差給付金	100,000	0	0	0										0
(目)職員旅費	6,505,000	0	96,340	372,830										469,170
(目)外国人招へん旅費	3,812,000	0	0	0										0
(目)行政	32,440,000	114,560	593,893	1,692,320										2,406,773
(目)招へん外国人滞在費	356,000	0	0	0										0
(項)矯正企業調査費	128,164,000	527,200	1,587,280	2,976,200										5,090,680
(目)委員手当	34,123,000	473,200	1,419,600	2,657,200										4,550,000
(目)滞留金	858,000	0	0	262,400										262,400
(目)運賃品費	933,000	0	0	0										0
(目)職員旅費	1,235,000	0	0	0										0
(目)委員等旅費	1,836,000	0	113,680	2,600										116,280
(目)外国人招へん旅費	2,812,000	0	0	0										0
(目)行政	53,997,000	0	0	0										0
(目)招へん外国人滞在費	430,000	0	0	0										0
(目)民間資金等活用事業調査費	23,280,000	0	0	0										0
(目)調査費	54,000	54,000	54,000	54,000										162,000

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考
1	こいくち醤油購入	支出席行担当官 法務省大臣官房会計課長 井上 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成23年7月1日	キッコーマン食品株式会社 東京都港区西新橋2-1-1	一般競争入札	32,672,749	30,787,782	94.2%	単価契約
2	平成23年司法試験予備試験論文試験	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 井上 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成23年7月1日	日本通運株式会社東京航空支店 東京都港区海岸3-18-1	一般競争入札	3,789,292	3,780,000	99.8%	
3	法務本省備品(冷蔵庫)一式	支出席行担当官 法務省大臣官房会計課長 井上 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成23年7月1日	株式会社エイオン 東京都千代田区外神田1-9-14	一般競争入札	3,152,121	2,706,900	85.9%	
4	さいたま地方方法務局熊谷支局ほか8庁で使用する電気	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 山本 寧 (埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1)	平成23年7月1日	株式会社工ネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	21,985,066	21,933,807	99.8%	単価契約
5	川越地方合同庁舎で使用する電気	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 山本 寧 (埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1)	平成23年7月1日	株式会社工ネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	8,842,692	8,821,162	99.8%	単価契約 一括調達(埼玉労働局)
6	越谷法務合同庁舎で使用する電気	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 山本 寧 (埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1)	平成23年7月1日	株式会社工ネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	4,100,826	4,091,166	99.8%	単価契約 一括調達(さいたま地方検察庁)
7	春日部地方合同庁舎で使用する電気	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 山本 寧 (埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1)	平成23年7月1日	株式会社工ネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	3,115,273	3,108,328	99.8%	単価契約 一括調達(自衛隊埼玉地方協力本部、関東信越国税局)
8	川口法務合同庁舎で使用する電気	支出席行担当官 さいたま地方方法務局長 山本 寧 (埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1)	平成23年7月1日	株式会社工ネット 東京都港区芝公園2-6-3	一般競争入札	2,943,378	2,937,228	99.8%	単価契約 一括調達(さいたま地方検察庁)

## 補助金等に関する情報開示(平成23年度第1・四半期)

【法務省】

No.	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元 会計区分	支出元(目)名称	補助金等交付決定等 に係る支出負担行為な いし意思決定の日	備考
1	法務省共済組合長期給付国庫負担 金	法務省共済組合	16,033,807,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
2	法務省共済組合短期給付国庫負担 金	法務省共済組合	8,120,994,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
3	法務省共済組合短期給付(福祉財 源)国庫負担金	法務省共済組合	218,100,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
4	法務省共済組合短期事務費国庫負 担金	法務省共済組合	33,162,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
5	法務省共済組合介護国庫負担金	法務省共済組合	672,321,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
6	刑務共済組合長期給付国庫負担金	刑務共済組合	11,797,316,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
7	刑務共済組合短期給付国庫負担金	刑務共済組合	5,448,415,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
8	刑務共済組合短期給付(福祉財源) 国庫負担金	刑務共済組合	157,398,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
9	刑務共済組合短期公経済国庫負担 金(育児休業・介護休業分)	刑務共済組合	677,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	
10	刑務共済組合短期事務費国庫負担 金	刑務共済組合	25,240,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成23年4月1日	

タクシードライバーに関する支出状況(第1・四半期)

【法務省 一般会計】

(単位:千円)

組 織	第1・四半期					備 考
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計	
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3(4)月分		
法務本省	8,731	0	0	0	8,731	
検察庁	11,215	0	0	0	11,215	
矯正官署	642	0	0	0	642	
更生保護官署	55	0	0	0	55	
法務局	576	0	0	0	576	
地方入国管理官署	111	0	0	0	111	
公安調査庁	239	0	0	0	239	
合 計	21,569	0	0	0	21,569	

注)タクシードライバー支出合計額のうち、捜査、被收容者の出延・護送など、「職員の深夜帰宅以外に利用したものの」が約44パーセント含まれている。

【別表4】